

職員親和会サークル助成要綱

平成 18 年 4 月 1 日 制定
令和 4 年 11 月 1 日 最終改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市職員共助組合（以下「共助組合」という。）の組合員（以下「組合員」という。）が同好の組合員をもって結成する職員親和会サークル（以下「サークル」という。）の認定基準を明らかにするとともに、サークル活動について適正に助成することを目的とする。

(サークルの要件、認定、活動期間及び報告)

第 2 条 サークルとは、次の要件を備え、かつ共助組合組合長（以下「組合長」という。）の認定を受けたものをいう。

- (1) 20 名以上の組合員を有し、一定額の会費を徴収していること。
 - (2) 継続的に活動していること。
 - (3) 活動が健全で一般的に普及しており、研究活動または政治的運動及び一時的、流行的なものでないこと。
- 2 サークルを新たに結成し、認定を受けようとするときは、次の書類を添えて、組合長に申請しなければならない。
- (1) 規約または会則
 - (2) 事業計画書及び収支計算書
 - (3) サークルを結成しようとする役員及び会員の名簿
- 3 サークル認定は、組合長が前項の申請に基づき、審査のうえ承認する。ただし、すでに同種目のサークルを認定している場合にあっては、承認しないものとする。
- 4 サークルの認定時期は、毎月 1 日とする。また次年度以降各年度の活動期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 5 サークルの代表者は、次の書類を添えて、毎年 7 月末日までに、前年度の事業報告及び当該年度の事業計画を組合長に報告しなければならない。
- (1) サークル連絡員名簿
 - (2) サークル役員及び会員名簿
 - (3) サークル事業報告書及び決算書
 - (4) サークル事業計画書及び予算書
 - (5) サークル規約または会則（ただし、改正をしたとき）

(サークルの解散、休止及び認定の取消)

第 3 条 サークルを解散または活動を休止しようとするときは、代表者はすみやかに、その旨を組合長に申し出なければならない。

- 2 サークルが、次の各号のいずれかに該当するときは、組合長はサークルの認定を取り消すことができる。
- (1) 前条第一項の要件を欠くとき。
 - (2) サークルとしてふさわしくない行為があったとき。
- 3 前項第 1 号の規定にかかわらず、サークル結成後、組合員数が 19 名以下となった場合は、ただちに認定の取り消しは行わないものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条第 5 項の報告をしないときは、組合長は休会しているものとみなしまたは認定の取り消しは行うことができる。

(サークルへの助成金等)

第 4 条 サークルへの助成金の種類は次の各号とおりとし、助成対象及び基準は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 一般助成
- (2) 大会参加助成

(3) サークル自主行事助成

(4) 臨時助成

- 2 助成金の支給を受けようとするサークルは、毎年度所定の時期に、組合長に対し助成金の請求について必要な手続きをとらなければならない。
- 3 前項の定めに従い、所定の手続きをとらなかったサークルには、組合長は助成金の支給をしないものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平20. 4. 1改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平25. 4. 1改正)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平27. 4. 1改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令4. 11. 1改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表) サークル助成対象及び基準 (第4条関連)

項目	対象	基準	備考
一般助成	会員(組合員でサークルの会員)数 (当年5月1日現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・会員(サークルの会費を納めている組合員数が10人以上の場合に限る) ・1人につき1,000円/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・サークル認定後の初年度は83円/人・月により算定し10円未満は切り捨てるものとする。
	前年度活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・活動日数1日あたり500円(上限20日、10日未満は対象外) ・社会福祉活動を年10日以上行った場合は、1万円を別途助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動実績を証明できる書類を添付すること。
大会参加助成	予選を経る全国大会	<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加料の全額 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる大会は、官公庁その他公共団体、日本体育協会等が主催する大会に限る。 ・申請書に大会要領、参加者名簿、領収書を添付すること ・「予選を経る国内大会(県大会以下を除く)」において予選が開催されなかった場合、県競技団体の代表者の推薦を経て出場資格得た場合は予選を経たものとみなす。 ・参加費は大会要領等に示されたものをいうが、ここには参加者の旅費、宿泊費、飲食費などを含まないものとする。
	予選を経る国内大会 (県大会以下を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加料の半額 	
	予選を経ない国内大会 (個人戦及び県大会以下を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加料の半額(年1回のみ) 	
サークル自主行事助成	10局以上の組合員が参加する職員大会 (年1回のみ)	<p><算出基準></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険料の100% (2) ①～③の合計と20万円のうち少ない方の額 ①外部審判員謝礼の50% ②賞品・記念品代の経費の100%と@1,000円×参加人数のうち少ない方 ③その他の開催経費の100% <p><助成額></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) と (2) 合計額 	<ul style="list-style-type: none"> ・共助組合ホームページ等で募集・結果報告を行うこと。 ・申請書に大会要領、参加者名簿、領収書を添付すること
	上記以外の教室、大会、演奏会、展示会等 (年1回のみ) (参加費を徴収している行事を原則除く)	<p><算出基準></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険料の100% (2) ①～③の合計と10万円のうち少ない方の額 ①外部審判謝礼の50% ②賞品・記念品代の経費と@1,000円×参加人数を上限とした額のうち少ない方の50% ③その他の開催経費の50% 	

		<助成額> (1) と (2) 合計額	
臨時 助成	全国大会規模で優勝	1万円相当の記念品	
	全国大会規模で入賞	5千円相当の記念品	
	社会福祉活動助成	事務費（活動1回あたり5,000円）	・助成基準は別紙「社会福祉活動助成基準」参照。
	組合長が特に必要と認めるもの		

(別紙) 社会福祉活動助成基準 (別表関連)

(目的)

第1条 この基準は、サークルの地域福祉・社会奉仕活動（以下「福祉活動」という。）への積極的な参加を推進・奨励し、もって福祉の向上に寄与することを目的に、サークルが行う福祉活動に対し助成を行うにあたり必要な事項を定める。

(助成対象活動)

第2条 助成の対象はサークルの専門的知識・技術・技能を生かし、福祉向上に資すると認められる活動であって、つぎの要件を満たすものとする。

- (1) 原則として無給（無償）であること
- (2) 社会性を有すること（会員相互の互助活動または政治的活動ではないこと）
- (3) サークルが主催すること
- (4) 自主的な活動であって、勤務に支障がないこと

2 その他、組合長が特に必要と認めた活動

(助成額)

第3条 助成金の額は、事務費として、活動1回あたり5,000円とする。

(助成金の交付)

第4条 サークルが前条の助成を受けようとするときは、福祉活動完了後に「活動結果報告書」及び「助成金交付申請書」を組合長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第5条 前条の交付を受けたサークルが次の各号のいずれかに該当したときは、組合長はサークルに対する当該助成金の交付を取り消し、助成金の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽または不正な手段によって助成金の交付を受けたとき
- (2) その他この基準の趣旨に反して助成金を使用したとき

(補則)

第6条 この基準の定めるもののほか必要な事項は、組合長が定めるものとする。